

【諮問第119号】

21川情個第59号

平成21年11月13日

川崎市教育委員会
委員長 佐々木武志 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成14年7月8日付け14川教庶第3032号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が拒否処分を行った下記公文書について、以下のとおり開示すべきである。

- (1) 平成10年12月11日付け川崎市市民オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）から実施機関あて「調査実施通知書」は、苦情申立人の氏名、代理人の氏名、住所、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容及び調査項目の(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示」の前の文字まで及び の内容を除き、開示すべきである。
- (2) 平成11年1月21日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答」は、(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示」の前の文字まで及び質問 の内容を除き、開示すべきである。
- (3) 平成12年1月13日付けオンブズマンから実施機関あて「調査実施通知書」は、「苦情申立て及び事情の聴取」についての苦情申立て趣旨の欄の【8 - 19】の内容、及び「調査項目」の(1) - 、(2) - 、 の内容を除き、開示すべきである。
- (4) 平成12年2月3日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答」は、調査項目(1) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(1) - の回答の「現在は」の次の文字から最後の文字まで、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容を除き、開示すべきである。
- (5) 平成12年10月27日付けオンブズマンから実施機関あて「調査項目・追加」は、2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで及び(2)の内容を除き、開示すべきである。
- (6) 年月日不詳実施機関からオンブズマンあて「平成12年10月13日付け調査実施通知書」及び「平成12年10月27日付け『調査項目・追加』に対する回答」は、2枚目(2) - 、 の内容を除き、開示すべきである。
- (7) 平成13年12月6日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情調査の結果について」は、全部開示すべきである。
- (8) 平成8年7月16日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情申立て及び調査について」は、苦情申立ての趣旨1及び2の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目1から5の内容を除き、開示すべきである。
- (9) 平成9年1月10日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情申立て及び調査について」は、申立人氏名、苦情申立ての趣旨1及び2の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目1から5の内容を除き、開示すべきである。
- (10) 平成13年8月30日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答（案）」は、表題の最初の文字から「について」の前の文字まで、(1)の表題、「場所」の内容、「方法」の内容、(2)の表題、「現状」の内容及びその次の文字から最終行最後までを除き、開示すべきである。

- (11) 平成13年8月30日付けオンブズマンから実施機関あて「照会文」は、表題「指導課長名義にて頂いた」の次の文字から「に関して」の前の文字まで、1行目「本日ヒアリングにて、」の次の文字から「の方法に関して」の前の文字まで、(1)及び(2)の内容を除き、開示すべきである。
- (12) 平成13年9月20日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答」は、表題の最初の文字から「に関して」の前の文字まで、調査項目(1)及び(2)の内容、回答(1)及び(2)の内容を除き、開示すべきである。
- (13) 平成13年12月6日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情調査の結果について」は、「苦情申立ての趣旨」の内容、別紙1頁3行目「1」の次ぎの文字から同2頁「教育委員会は、このことについて」の前の行の最後まで、同頁「2」の次の文字から同頁下から3行目最後まで、同3頁1行目「3」の次の文字から同頁「このことについては、」の前の行の最後まで、同頁「4」の次の文字から同4頁「従って、教育委員会は、このことに関し、」の前の文字まで、同頁「5」の次の文字から同5頁「このことについて市民オンブズマンは」の前の行の最後まで、同頁「6」の次の文字から同頁「このため、市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで及び同頁「その対応を見守っていくことと致します。」の次の行の最初から同6頁「なお、今後教育委員会と」の前の行の最後までを除き、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成14年3月28日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成8年度第19号及び第20号オンブズマンへの苦情申し立てに係る関係書類一切（公務上作成されたメモを含む）」の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について別紙「対象公文書一覧」（以下「別紙」という。）のとおり特定し、平成14年4月11日付けでそれぞれの文書につき全部開示処分又は拒否処分を行った。拒否処分とした文書の不開示理由については、条例第8条第1号に該当するためとしている。

異議申立人は、平成14年6月10日付けで、「特定の個人が識別されるおそれがあるという理由で、文書そのものが全て公開されないのは、情報公開制度のあり方から考えてもおかしい」として、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第119号事件）。

平成14年10月8日付けで異議申立人から意見書を提出しない旨及び口頭意見陳述を希望する旨の通知が送付された。

平成15年12月1日付けで、異議申立人あてに今後の審議進行（口頭意見陳述）についての意向確認の通知を送付したところ、同年12月3日に異議申立人から体調不良のためあらためて連絡をする旨、電話で回答があった。平成16年2月23日付けで、再度、意向確認の通知を送付したところ、同年9月27日に異議申立人から体調不良を理由に、口頭意見陳述へはしばらく出席できない、出席できる

ようになった時には異議申立人から連絡するとの電話回答があった。

しかし、その後も連絡がなかったため、平成19年10月31日付けで、あらためて今後の審議進行についての協議をを求める通知を配達記録郵便にて送付したところ、同年11月4日付けで転居先不明のため通知が返送された。同年11月5日付けで再度同様の通知を配達記録郵便で送付したが、同年11月8日付けで転居先不明のため通知が返送された。

平成19年11月7日、当審査会の事務局である川崎市総務局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「事務局」という。）が、今後の審議進行についての協議の必要性から、異議申立人の所在確認調査のため、公用での住民票請求を行ったが、住民登録に変更はなかった。

平成21年3月3日に、再度、事務局が異議申立人の所在確認調査のため公用での住民票請求を行ったが、住民登録に変更はなかった。このため、事務局は同日に住民登録地の現地調査を行ったところ、異議申立人はすでに転居していることが確認された。

当審査会としては、異議申立人は口頭意見陳述をする意思がないものと認め、諮問第119号について審査を進めることとした。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は意見書を提出しない旨の意思表示があり、また上記2に記載のとおり、口頭意見陳述を行う意思がないものと認められるため、異議申立人の主張は異議申立書に記載された内容のみとなる。主張の内容は次のとおりである。

「特定の個人が識別されるおそれがあるという理由で、文書そのものが全て公開されないのは、情報公開制度のあり方から考えてもおかしいので、開示請求拒否処分の取消しを求める。」

4 実施機関の主張要旨

平成14年8月30日付け処分理由説明書及び平成17年2月28日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る対象公文書である「平成8年度第19号及び第20号オンブズマンへの苦情申し立てに係る関係書類」の概要は、まず第19号の関係書類は、川崎市立中学校に在籍していた異議申立人の子供へのいじめとそれに関連した卒業証書の扱いについての苦情申し立てに関するオンブズマンの調査及びそれに対して所管課が回答した一連のやりとりの記録である。第20号の関係書類は、異議申立人の子供の受験にあたっての調査書（内申書）の開示とそれに関連した調査書の開示時期についての苦情申し立てに関するオンブズマンの調査及びそれに対して所管課が回答した一連のやりとりの記録である。

(2) 拒否処分とした文書は、いずれも個人に係る苦情相談に関して作成された文書である。その意味では個人のプライバシーそのものであり、文書全体が個人に関する情報であるので、特定の個人を識別することができることになる情報を不開示とすることに加え、さらに個人に係る苦情相談に関して作成された文書の特殊性（守秘

性)から、通常より慎重に取り扱う必要があると判断した。

- (3) 個人識別性がある部分を不開示として、その他の部分を開示したとしても、開示した部分については有意な情報が記録されていないため、条例9条第1項ただし書きに該当することになり文書全体を不開示とした。
- (4) 「公務上作成されたメモ」については、実施機関がオンブズマンへの回答を作成するに当たり、事情聴取等のメモを作成したとしても、それらは回答文を作成した時点で不要となり廃棄されているので存在しない。このため、諾否決定の対象外とした。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象公文書は、オンブズマンに対する苦情申立(平成8年度第19号、第20号)に関して作成され、教育委員会が保有する前記1-(1)から1-(13)の文書である。公文書に対する開示請求があった場合には、実施機関は原則として開示しなければならない(条例前文第4項)。また、オンブズマン制度の目的は、市民の市政に関する苦情を迅速に処理し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の保護を図り、もって開かれた市政の一層の発展と市政に対する市民の信頼の確保に資することである。そのため、苦情の内容やそれに対するオンブズマンおよび関係機関の対応が記録された文書が開示されることは、開かれた市政の一層の発展に資するものといえる。しかし、苦情の内容は多岐に亘り、苦情内容や、その対応が記録された文書には、個人に関する情報などの不開示情報が含まれている場合があるため、開示すべきか否かは、対象公文書に記録されている情報ごとに判断する必要がある。
- (2) 実施機関は、本件対象公文書を開示すると特定の個人が識別されるおそれがあることを理由として(条例第8条第1号)、拒否処分を行っている。これに対し、異議申立人は「特定の個人が識別されるおそれがあるという理由で文書そのものが全て公開されないのは、情報公開制度のあり方から考えてもおかしい」との理由で異議を申し立てている。異議申立人は、意見書を提出せず、口頭意見陳述も行わなかったが、異議申立ての理由は、対象公文書に特定の個人が識別されるおそれがある情報(個人識別情報)が含まれているか否か、仮に個人識別情報が含まれているとしても、個人識別情報だけを不開示とするのではなく、文書全体を不開示としている点を問題としているものと解される。そこで、これらの点について検討する。
- (3) 個人識別情報は、氏名、住所が代表的なものであるが、それ以外でも、一般の人が文書中の具体的な記述から、特定の個人を識別できる場合には、個人識別情報といえる。なお、既に一定の情報を入手している者が、ある記述から特定の個人を識別できても、その記述は個人識別情報とはいえない。また、文書中の具体的な記述と、他の情報とあわせて個人を特定できる場合も、その記述は個人識別情報といえるが、そこにいう他の情報は、一般の人が通常の方法により入手可能な情報をいい、特別な人だけが入手し得る情報あるいは一般の人が入手し得る情

報であっても、入手するのに特殊な方法をとる必要がある場合には、その具体的な記述は個人識別情報とはいえない。そう解さねば極めて多くの情報が、個人識別情報として、不開示とされてしまうからである。

なお、実施機関の処分理由説明書は、不開示理由として、対象公文書に記録されている情報がプライバシー情報であることを挙げているようにも思われるが、条例は、プライバシー概念が不確定であることから、プライバシー概念より広い、個人識別情報について不開示としている（条例第8条第1号）。

(4) また、一つの文書に、不開示情報が存在する場合に、不開示とすべき部分を容易に区分して除くことができるときには、当該部分を除いた残部を開示しなければならない（条例第9条第1項本文）。残部に有意の情報が記録されていないと認められるときは開示する必要はないが（同条ただし書）、この「有意」性の判断は、一部でも開示することが原則であることから厳格に行うべきであり、「有意な情報が記録されていない」とは、無意味な文字、数字等の羅列となる場合など残部のみでは異議申立人の請求の趣旨が全く達せられないことが明らかな場合をいうものと解すべきである。したがって、残部に意味を持つ数字や文字がある場合には残部を開示しなければならず、文書全体を不開示とすることは許されない。

(5) 実施機関は、不開示理由として個人識別情報であることしか挙げていない。そこで、審査会は、実施機関が挙げた理由以外の理由で不開示としたことを是認することができるかを検討する。審査会が、実施機関が挙げた理由以外の理由で不開示としたことを是認することは、異議申立人の反論の機会を奪うことになり、審査会の公平性が疑われかねない。したがって、そのような場合には、審査会は実施機関に対し不開示理由を追加・変更するよう促し、それに対する異議申立人の意見を聴取し検討した上で、判断すべきである。しかし、本件においては、異議申立人と連絡をとることができず、異議申立人の意見を聴取することができないことから、審査会は、実施機関が挙げた理由以外の理由で実施機関が不開示とした判断を是認することができるものとする。

(6) 以上を前提として、実施機関が不開示とした文書に、不開示とすべき情報が存在するか、存在する場合にこれら文書から不開示とすべき情報を除いた残部を開示すべきか判断する。

ア 平成10年12月11日付けオンブズマンから実施機関あて「調査実施通知書」について

同文書に記載されている苦情申立人の氏名、代理人の氏名、住所の記載が個人識別情報であるから不開示とすべきであることはいうまでもないが（条例第8条第1号）、それ以外に、個人識別情報は記録されていない。しかし、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容及び調査項目の(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示」の前の文字まで及び の内容は、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼ

すことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そして、同文書から、苦情申立人の氏名、代理人の氏名、住所、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容及び調査項目の（2）の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示」の前の文字まで及び の内容を除いた残部にも有意な情報が含まれているといえる。

したがって、同文書は、苦情申立人の氏名、代理人の氏名、住所、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容及び調査項目の（2）の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示」の前の文字まで及び の内容を除き、開示すべきである。

イ 平成11年1月21日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答」について

同文書には、個人識別情報は記録されていない。しかし、苦情の内容のうち、（2）の質問内容は、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そしてこの部分を除いた残部も有意な情報といえるため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、（2）の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示」の前の文字まで及び質問 の内容を除き、開示すべきである。

ウ 平成12年1月13日付けオンブズマンから実施機関あて「調査実施通知書」について

同文書には、個人識別情報は含まれていない。しかし、「苦情申立て及び事情の聴取」についての苦情申立て趣旨の欄の【8 - 19】の内容、及び「調査項目」の（1） - 、（2） - 、 の内容は、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、「苦情申立て及び事情の聴取」についての苦情申立て趣旨の欄の【8 - 19】の内容、及び「調査項目」の（1） - 、（2） - 、 の内容を除き、開示すべきである。

エ 平成12年2月3日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答」について

同文書の調査項目（1） - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目（2） - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、および調査項目（2） - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容は、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正

な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。また、調査項目（1）- の回答の「現在は」の次の文字から最後の文字までは、個人の健康状態に関する事項であり、個人識別情報ではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえ、不開示とすべきである（条例第8条第1号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、調査項目（1）- の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目（1）- の回答の「現在は」の次の文字から最後の文字まで、調査項目（2）- の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目（2）- の調査項目の内容とこれに対する回答の内容を除き、開示すべきである。

オ 平成12年10月27日付けオンブズマンから実施機関あて「調査項目・追加」について

同文書2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで及び（2）の内容は、個人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで及び（2）の内容を除き、開示すべきである。

カ 年月日不詳実施機関からオンブズマンあて「平成12年10月13日付け調査実施通知書」及び「平成12年10月27日付け『調査項目・追加』に対する回答」について

同文書2枚目（2）- 、 の内容は異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、2枚目（2）- 、 の内容を除き、開示すべきである。

キ 平成13年12月6日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情調査の結果について」について

同文書には、個人識別情報は記録されていないことから、全部開示すべきである。

ク 平成8年7月16日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情申立て及び調査について」について

同文書の苦情申立ての趣旨 1 及び 2 の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目 1 から 5 の内容は、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第 8 条第 4 号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、苦情申立ての趣旨 1 及び 2 の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目 1 から 5 の内容を除き、開示すべきである。

ケ 平成 9 年 1 月 10 日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情申立て及び調査について」について

同文書の申立人氏名は、個人識別情報であるから不開示とすべきである（条例第 8 条 1 項）。苦情申立ての趣旨 1 及び 2 の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目 1 から 5 の内容は、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第 8 条第 4 号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、申立人氏名、苦情申立ての趣旨 1 及び 2 の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目 1 から 5 の内容を除き、開示すべきである。

コ 平成 13 年 8 月 30 日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答（案）」について

同文書の表題の最初の文字から「について」の前の文字まで、（1）の表題、「場所」の内容、「方法」の内容、（2）の表題、「現状」の内容及びその次の文字から最終行最後までは、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第 8 条第 4 号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、表題の最初の文字から「について」の前の文字まで、（1）の表題、「場所」の内容、「方法」の内容、（2）の表題、「現状」の内容、同書面下から 3 行目最初から最終行最後までを除き、開示すべきである。

サ 平成 13 年 8 月 30 日付けオンブズマンから実施機関あて「照会文」について

同文書の表題「指導課長名義にて頂いた」の次の文字から「に関して」の前の文字まで、1 行目「本日ヒアリングにて、」の次の文字から「の方法に関して」の前の文字まで、（1）及び（2）の内容は、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立を躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を

及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、表題「指導課長名義にて頂いた」の次の文字から「に関して」の前の文字まで、1行目「本日ヒアリングにて、」の次の文字から「の方法に関して」の前の文字まで、（1）および（2）の内容を除き、開示すべきである。

シ 平成13年9月20日付け実施機関からオンブズマンあて「指導課長名回答」について

同文書の表題の最初の文字から「に関して」の前の文字まで、調査項目（1）及び（2）の内容、回答（1）及び（2）の内容は異議申立人の娘が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、同文書は、表題の最初の文字から「に関して」の前の文字まで、調査項目（1）及び（2）の内容、回答（1）及び（2）の内容を除き、開示すべきである。

ス 平成13年12月6日付けオンブズマンから実施機関あて「苦情調査の結果について」について

同文書の「苦情申立ての趣旨」の内容、別紙1頁3行目「1」の次ぎの文字から同2頁「教育委員会は、このことについて」の前の行の最後まで、同頁「2」の次の文字から同頁下から3行目最後まで、同3頁1行目「3」の次の文字から同頁「このことについては、」の前の行の最後まで、同頁「4」の次の文字から同4頁「従って、教育委員会はこのことに関し、」の前の文字まで、同頁「5」の次の文字から同5頁「このことについて市民オンブズマンは」の前の行の最後まで、同頁「6」の次の文字から同頁「このため、市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで及び同頁「その対応を見守っていくことといたします。」の次の行の最初から同6頁「なお、今後教育委員会と」の前の行の最後までは、異議申立人の子供が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。そして、これらの情報を除いた残部にも、有意な情報が含まれているため、残部を開示すべきである。

したがって、「苦情申立ての趣旨」の内容、別紙1頁3行目「1」の次ぎの文字から同2頁「教育委員会は、このことについて」の前の行の最後まで、同頁「2」の次の文字から同頁下から3行目最後まで、同3頁1行目「3」の次の文字から同頁「このことについては、」の前の行の最後まで、同頁「4」の次の文字から同4頁「従って、教育委員会はこのことに関し、」の前の文字ま

で、同頁「5」の次の文字から同5頁「このことについて市民オンブズマンは」の前の行の最後まで、同頁「6」の次の文字から同頁「このため、市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで及び同頁「その対応を見守っていくことと致します。」の次の行の最初から同6頁「なお、今後教育委員会と」の前の行の最後までを除き、開示すべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

| | |
|----|------|
| 委員 | 鈴木庸夫 |
| 委員 | 高岡香 |
| 委員 | 安富潔 |
| 委員 | 葭葉裕子 |